

(四角囲いの注意書き部分は削除してお使いください。)

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字(符号)がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市〇町〇丁目〇番〇号に、従たる事務所を同県館林市〇町〇〇番地に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、「従たる事務所を同県館林市〇〇町〇〇番地に」(下線部)は不要ですので削除してください。
- ※ 館林市以外に事務所を置くNPO法人については所轄庁が異なりますので、申請する際はご注意ください。

(目的)

第3条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表(第2条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動

- |    |  |
|----|--|
| 十二 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動                                  |
| 十三 | 子どもの健全育成を図る活動  |
| 十四 | 情報化社会の発展を図る活動  |
| 十五 | 科学技術の振興を図る活動   |
| 十六 | 経済活動の活性化を図る活動  |
| 十七 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動                              |
| 十八 | 消費者の保護を図る活動  |
| 十九 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動                |
| 二十 | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（群馬県では定めていません。） |

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

(2) その他の事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

- |   |
|---|
| ※ <b>必ず記載する事項、登記する事項です。</b>   |
| ※ 「その他の事業」を行わない場合は、(2)は不要です。この場合「 <u>この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> 」(下線部)を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、(1)○○事業、(2)○○事業・・・と事業名を記載することもできます。 |
| ※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。   |
| ※ 許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されていることがあります。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例：介護保険法に基づく事業など)  |

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

- |                              |
|------------------------------|
| ※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。 |
|------------------------------|

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- |   |
|---|
| ※ <b>必ず記載する事項です。</b>  |
| ※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。   |
| ※ 活動会員、賛助会員など、正会員（社員）以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部) |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 正会員（社員）の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会において」（下線部）を「理事会において」と記載します。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会」（下線部2箇所）を「理事会」と記載します。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人以上○○人以内
- (2) 監事 ○○人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。  
※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 理事を理事会で選任する場合は、「理事及び監事は、総会において選任する。」(下線部)を「理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。」と記載して下さい。  
※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。  
※ 代表権を制限しない場合は、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」の下線部を削除し「この法人の業務を総理する。」に変更してください。(同条第3項にも修正が必要です。)

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

※ 代表権を制限しない場合、「理事は、この法人を代表し、この定款の定め及び(以下略)」下線部を追加してください。(同条第1項にも修正が必要です)  
※ 議決事項を理事会などの機関に委任している場合は、「定款の定め及び総会の議決に基づき、」(下線部)を「定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、」と記載して下さい。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 法第24条の規定により、役員の任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 第2項は、理事及び監事を総会で選任する場合にのみ規定することができます。

※ 第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※ 法第22条の引用です。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

※ 理事を理事会で選任すると定款で定めている場合は、「総会の議決により、」(下線部)を「理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、」と記載し、「総会」(下線部)は「理事会又は総会」と記載してください。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

※ 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで(以下略)、役員報酬を受けることができます。

※ 役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会の議決」(下線部)は「理事会の議決」と記載して下さい。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

- ※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。
- ※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。
- ※ これ以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。（この定款では、第 8、14、18、19、45、48、49、51 条が関連する条文です。）

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年〇回開催する。

- ※ 法第 14 条の 2 の規定により、毎年 1 回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

- ※ (2) の「5 分の 1」は定款で増減することもできます。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日か

ら起算して○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

※ 総会の招集方法は、必ず記載する事項です。  
※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。)

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

※ 法第14条の6の規定により、あらかじめ通知しない事項についても、定款に規定することで議決することができます。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 社員総会の決議の省略をしたい場合、下記の文を追加し、更に第30条に加筆してください。(第30条の詳細はそちらをご覧ください。)

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

※ 社員総会の決議の省略をしたい場合、下記の内容を追加し、更に第28条に加筆してください。(第28条の詳細はそちらをご覧ください。)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

※ 事業の種類（この定款では第 5 条）に合わせて記載してください。  
※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会の議決」（下線部）は「理事会の議決」と記載してください。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則、継続性の原則をいいます。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

※ 事業の種類（この定款では第 5 条）に合わせて記載してください。  
※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会の議決」（下線部）は「理事会の議決」と記載してください。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会の議決」（下線部）は「理事会の議決」と記載してください。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ 毎事業年度初めの 3 か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、主たる事務所に備え置かなければなりません。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ **必ず記載する事項です。**

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は

権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。この場合「総会の議決」（下線部）は「理事会の議決」と記載してください。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

※ 定款変更のための議決方法は、**必ず記載する事項です。**  
※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。  
※ 「4分の3以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。  
※ 法第25条第3項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。（これらを定款に列挙しても構いません。）

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

※ 解散に関する事項は、**必ず記載する事項です。**  
※ 第2項の「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

（残余財産の処分）

第54条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

- ※ 残余財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
- ※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数を持って決した者」（下線部）に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。
- ※ 「4 分の 3 以上」は定款で増減することもできます。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に記載して行う。

- ※ **必ず記載する事項です。**
- ※ 解散及び合併の公告は、官報に掲載して行うこと（法第 31 条の 10 第 4 項）とされています。
- ※ 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告の方法については、次のように定めることもできます。  
その場合、下線部については、下記の表現を参考にしてください。
  - (1) 日刊新聞紙による公告  
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
  - (2) 電子公告による公告
    - 1 法人のホームページを選択する場合  
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
    - 2 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合  
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。」
    - 3 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合  
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
- ※ 複数の方法を定める場合は、下線部は次のように記載します。  
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定め

る。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
  - (2) 活動会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
  - (3) 賛助会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円

※ 入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。  
※ この定款の第6条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

※ 設立当初の役員は、**必ず記載する事項です。**  
※ 法第24条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。  
※ 申請から認証まで必要な期間(2～3か月程度、最長で3か月)を考慮し、任期を設定してください。  
※ 役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は2～3か月程度ずらしておいた方が望ましいと言えます。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和〇年〇月〇日までとする。

※ 申請から認証まで必要な期間(2～3か月程度、最大で3か月)を考慮し、期間を設定してください。

## 別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	館林 太郎	理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
監事	〇〇 〇〇	